

議会運営委員会

日 時 令和4年11月24日（木）

本会議終了後

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 議会活動における議員のマスクの着用（議会における感染対策）に・・・資料1
ついて

4 その他

5 閉 会

議会活動における議員のマスクの着用（議会における感染対策）について

1 議員から議長に対する申し出

11月22日（火）に堤坂議員から、大石議長に対して以下の内容について文書にて申し出があり、正副議長及び当該議員の会派代表者である横田川議員が同席して申し出内容を本人から確認した。

■申し出の内容

*私（議員）は健康上の理由からマスクを口元に近づけられない。

*議会事務局から医療機関で受診するよう求められたが、受診するか否かは私（議員）が決めることで他人に言われていくことではない。

*厚生労働省の資料を読み解くと、室内でもマスクが不要となる場面が示されている。

*日本国憲法の規定に「基本的人権の尊重」がある。これは人間が生まれながらに持っている、人間らしく生きる権利をいい、基本的人権がだれからも侵害されない永久の権利として、全ての国民に与えられていることを規定している。

*基本的人権の権利の一つに自由権があり、原則として国家から制約や強制もされず、自由に物事を考え、行動できる権利であるとされている。自由とは、自己のあり方を自己の責任において決しうることをいい、自己決定に委ねられるものには何をなすかについてだけでなく、ある行為を成すか否かについての決定まで含まれるとある。

*以上の点を踏まえ、

***マスク着用は自由であり、議場や委員会でマスク着用を求める根拠を示してほしい。**

***議会運営委員会で決まった事項は、厚生労働省が示しているお知らせを上回るのか。**

***議会運営に関し基本的人権の尊重を上回るのか。**

をお答えいただきたい。

2 申し出への対応

大石議長から議会運営委員会に諮り回答することとした。

【参考】マスク着用に係る島田市議会運営上の取り決め（8月24日議会運営委員会において決定）

1. 議場内及び委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できる場合

呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長または委員長に申し出て会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができる。（咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守すること。）

2. 委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できない場合

呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、委員長に申し出て暫時休憩を求め、2メートル以上の距離を確保したうえで、会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができる。（咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守すること。）

なお、暫時休憩時間は必要最小限にとどめることとする。

3. 一般質問における質問方式による取り扱い

質問方式に関わらず、呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長に申し出ることで、適宜休憩しながら質問することができる。